

(答申第61号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

平成15年7月19日付けで、審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「平成14年 月 日 警察署に対する相談にかかる内容の分かるもの」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、警察署（以下「特定警察署」という。）の保有する公文書を「警察安全相談受理及び処理票（平成14年 月 日特定警察署：受理番号068）」（以下「本件公文書」という。）と特定し、平成15年8月1日付け総第644号により、以下の理由を付して公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公文書の公開をしない理由）

- ・ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる。また、特定の個人を識別することができない場合であっても、個人の名誉等の人格的利益を侵害するなど、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

（条例第6条第1号に該当）

- ・ 公開することにより、相談事案に係る犯罪捜査活動の状況が判別され、その結果、捜査活動の阻害や犯罪の助長、誘発を招くなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

（条例第6条第4号に該当）

- ・ 警察が行う事務に関する情報であって、関係者の人権を尊重し、秘密を厳守するという信頼関係に基づくものであるという性質上、公開することにより、相談者又は相談内容に係る関係者が、警察に対して相談することや相談に対する必要な調査等に応ずることに消極的となるなど、相談の受理及び処理業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

（条例第6条第6号に該当）

- ・ 相談業務は、関係者の人権を尊重し、秘密を厳守するという信頼関係に基づくものであるという性質上、通例として公にしないこととされ、また、公開しないことを条件として任意に提供された情報であることが合理的と認められる。

（条例第6条第7号に該当）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成15年8月11日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの判決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び公開決定等理由説明書に対する意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の情報を知る権利があり、また、真実が記載されているか確認する手段がなく、それによって個人に著しく不利益を与えられているおそれがある。
- (2) 開示しない理由が、私が全く関係のない第三者であれば納得できるが、これは私が申し出た事件である。
- (3) 私が受けた損害に対し責任の有無を法廷の席で審査して頂くために、私に関する関係者の証言が必要である。いろいろな理由を付けて結果に持って行くので、私にとって無用な証言はひとつもない。
- (4) 通信販売会社の社員は、私に関する個人情報を流し、相手に予断を持たせて自分の利益に導いていることはないか。また、顧客の情報を流すことは、通信販売協会の規定に違反しないのか。
- (5) 関係者の証言した内容が正当かどうかは、私しかわからない。私の知る権利と訴える権利を、無用なトラブルとして何も知らない公的機関が止めている。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 警察安全相談について

(1) 相談業務について

警察が行う相談業務は、県民生活の安全に関する相談に応じ、防犯的見地その他の警察目的から、個々の事案の解決又は解決への支援を行い、相談に係る個々の事案の解決等を通じて警察の責務の的確な遂行と警察運営に資するための警察の業務であり、警察安全相談取扱要綱（平成13年5月1日付け岐阜県警察本部長通達。以下「相談要綱」という。）に基づき処理されるものである。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、相談要綱に定める様式により、特定警察署が特定の個人から平成14年 月 日に受理した具体的な相談に関して作成したものであり、決裁欄、受理番号及び受理担当者の階級・氏名等内部管理に係る情報のほか、相談年月日、件名、相談場所、相談者の人定事項、相談概要、相談に対するアドバイス、犯罪捜査活動に関する事項などとともに、関係者からの事情聴取結果、処理経過等特定の個人の相談に係る情報が具体的かつ詳細に記録されている。

2 本件処分について

(1) 条例第6条第1号該当性について

本件公文書には、特定の個人の相談に関して具体的かつ詳細な内容が全体にわたって記録されていることから、特定の個人を識別することができるばかりでなく、個人識別部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の名誉等の人格的利益が侵害されるなど、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当する。

なお、これらの情報を何人に対しても等しく公開することとする法令等の規定も慣行も存せず、また、非公開とするよりも、公開する公共の利益が優越する事由なども見当たらず、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 条例第6条第4号該当性について

本件公文書には、犯罪捜査活動に関して説明した内容が記録されているが、具体的かつ詳細な相談に対するこの種情報が公になることにより、捜査機関が犯罪捜査を行うか否か、あるいは、行うこととなる場合はその状況が判別されることとなり、関係者による捜査活動の阻害のほか、同種事案に関係し又は関係しようとする者による犯罪の助長、誘発が懸念される。

また、次の(3)の理由により、相談が差し控えられることによる相談業務を端緒とした犯罪の予防・捜査活動への支障など、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。

(3) 条例第6条第6号該当性について

本件公文書は、警察による相談の受理という警察の事務に関する情報が記録されたものであるが、この種の業務は、通常相談者を含む関係者の人権等の権利利益が尊重され、かつ秘密の厳守も図られるという信頼関係の下に成り立つものであることから、公にすることにより、県民が警察に対して相談することや関係者が相談に対する必要な調査等に応ずることに消極的となるなど、相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。

(4) 条例第6条第7号該当性について

本件公文書には、関係者から説明を受けた内容が記録されているが、これは、関係者から秘密を厳守することを条件として任意に県に提出された情報であると考えられ、当該情報は、通例として公にしないこととされ、また、公にしないという条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであることから、本号に該当する。

(5) 非公開決定について

本件公文書のうち、非公開情報に該当する部分を分離すると、本件公文書公開請求の趣旨である相談概要、関係者からの事情聴取結果、相談者に対するアドバイス等がすべて非公開となり、その請求の趣旨を充足するものではないことから、公文書非公開決定が妥当であると認める。

(6) 審査請求の理由について

審査請求人は、「個人の情報を知る権利と真実が記載されているか確認する手段がなく、それによって個人に著しく不利益が与えられているおそれがある。」旨主張するが、係る審査請求人個人の事情を考慮する条例上の規定は存せず、また、条例第8条に規定する裁量的公開を行う特段の公益上の必要性も認められない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

(1) 警察安全相談業務について

警察安全相談は、相談要綱に基づき、県民生活の安全に関する相談等に応じ、防犯的見地その他の警察目的から、個々の事案の解決又は解決への支援を行い、相談等に係る個々の事案の解決等を通じて警察の責務の的確な遂行と警察運営に資するための警察の業務であり、その内容は、主に犯罪等による被害の未然防止その他県民の安全と平穏に関する事、警察職員の職務執行に関する事など、警察行政等広範囲にわたるものといえる。

また、相談者及び関係者のプライバシー等権利利益の保護については、相談要綱第6において、秘密を厳守し、関係者の名誉、信用及び社会的地位を損なうことのないよう留意する旨明記されており、警察と相談者等との信頼関係がその根幹をなしているものといえる。

そして、警察に対する相談等を受理した場合には、相談要綱第5の1において、別記様式第1号に定められた警察安全相談受理及び処理票（以下「処理票」という。）により、取扱責任者である各所属長にその内容を迅速かつ正確に報告することとされている。

(2) 本件公文書について

本件公文書として特定したのは、平成14年 月 日に特定警察署において受理した相談について当該相談を受けた担当者が作成した処理票である。

本件公文書には、決裁欄、受理番号及び受理担当者の階級・氏名等、相談年月日、件名、相談場所、相談者の住所・氏名等、相談概要のほか、当該相談に対する担当警察官の回答、関係者からの聴取内容等当該相談の処理経過についての具体的な事実等が記載されている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が、条例第6条第1号、第4号、第6号及び第7号に該当するとして非公開とした本件処分に係る非公開事由該当性については、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号の趣旨について

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、プライバシーであるか否かが不明確なものをも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものである。そして、本号ただし書により、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報や、公務員の職務遂行に係る情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報等を公開しなければならないことを定めている。

イ 条例第6条第1号該当性について

本件公文書には、相談者の住所、氏名及び電話番号並びに警察官が事情を聴取した関係者の氏名が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個

人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当するものとは認められない。

また、本件公文書には、当該相談を受けて事案を処理し、処理票を作成した警察官の氏名が記載されている。当該警察官の氏名は、公務員の職務遂行情報であるが、岐阜県情報公開条例第6条第1号口に規定する警察職員に関する規則（平成14年岐阜県公安委員会規則第4号）で定める警部補以下の者であることから、本号ただし書口の規定は適用されず、他のただし書にも該当しない。

よって、本号に該当すると認められる。

(2) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号の趣旨について

本号は、県又は国等の事務事業の適正な遂行を確保するため、公文書を公開することにより、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている公文書については、公開しないことを定めたものである。

イ 条例第6条第6号該当性について

本件公文書には、相談概要、当該相談に対する担当警察官の回答、関係者からの聴取内容等当該相談の処理経過についての具体的な事実等が記載されている。一般人が、本件公文書に記載された情報の一部と通常入手し得る他の情報とを照合したとしても、特定の相談者を識別することはできないといえる。しかし、相談者は、様々な事情や差し迫った状況で警察へ相談に訪れることが予想されることから、相談日時やその内容の一部が明らかになることによって、当該相談者が警察へ相談に行った事実が関係者に判明し、とりわけその相談の内容が犯罪と思料される事案である場合、当該相談者が不当な圧力を受け、さらにはその生命、身体等が危険にさらされる等、その権利利益が著しく侵害されるおそれがあると認められる。

そして、こうした情報を公開することにより、秘密厳守を前提に相談した相談者の警察に対する信頼が失われるとともに、今後相談しようとする者が自分の相談内容等も公開され、相談した事実が関係者に判明するのではないかと等といった不安を抱いて、警察へ相談等に行くことを躊躇することとなり、その結果犯罪等が警察に通報されなくなるおそれがあるといえる。

また、相談等の事案処理に際しては、相談事案の関係者の協力は不可欠であり、その聴取内容を公開することによって、当該関係者から今後協力を得られなくなり、さらに他の事案において関係者からの聴取が困難になるおそれがあるといえる。

よって、本件公文書を公開することにより、県民生活の安全に係る事案の解決等を促進しようとする警察安全相談事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ、他の非公開事由についての該当性を判断するまでもなく、非公開とした本件処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件公文書は自己情報であって、これを知る権利があり、自己にとって無用なものはないとして、自己情報に係る公開請求の正当性を主張しているものと解される。

しかしながら、情報公開制度上は、自己情報であっても個人情報として扱われ、その公開・非公開の判断に当たっては、その請求目的や請求者が誰であるか等の事情は考慮されるべきものではないことから、審査請求人の主張は採用できない。

第 6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成15年 8 月19日	・ 諮問を受けた。
平成15年 9 月 4 日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成15年 9 月 8 日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成15年 9 月19日	・ 審査請求人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成15年 9 月22日	・ 諮問庁に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成15年 9 月26日 (第61回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。 ・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成15年10月 9 日 (第62回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上寺 久雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	近藤 謙次	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽田野晴雄	税理士	
	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)